

CULTURE & ARTS BULLETIN

Thaler 氏は本訴訟の提起に至りました。

Thaler 氏が著作権保護を求めた作品《A Recent Entrance to Paradise》は、「臨死体験のシミュレーション」と題したシリーズの 1 つです。植物が生い茂る石造りのアーチ型トンネルの下に電車の線路が伸びる様子が描かれています。この作品は、機械上で動作するコンピュータ・アルゴリズムによって自律的に創作されたもの、つまり AI が人間の手によらず自動的に創作したものであると説明されています。

《A Recent Entrance to Paradise》¹



2023 年 8 月 18 日、コロンビア特別区連邦裁判所の Beryl A. Howell 判事は、生成 AI によって作られたアート作品は「人間の関与」を欠くことから著作権保護の対象とはならないとし、本作品についても著作権を認めないとする判決を下しました。これは、米著作権局の上記決定を支持するものです。

Howell 判事は、作品の創作に人間が一切関与していない場合、著作権を認めることはできないと述べました。著作権法は人間の創造物だけを保護するものであり、人間の手が加わらない技術によって生成される作品を保護するまでには及ばないと述べています。また、過去にサルによって撮影された写真に著作権が認められるかについて争われた事件において、連邦控訴裁判所は「非人間に由来する作品において裁判所が著作権を認識したとする判例を示すことはできない」としており、本判決でも、Howell 判事はこの判決を引用しています。

他方で、Howell 判事は、アーティストが AI を画材の 1 つとして利用して芸術作品

¹ 出典：2023 WL 5333236 United States District Court, District of Columbia. “Stephen THALER, Plaintiff, v. Shira PERLMUTTER, Register of Copyrights and Director of the United States Copyright Office, et al., Defendants.” Civil Action No. 22-1564 (BAH) Signed August 18, 2023
https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCOURTS-dcd-1_22-cv-01564/pdf/USCOURTS-dcd-1_22-cv-01564-0.pdf

CULTURE & ARTS BULLETIN

を制作するようになっており、人類が著作権における新たなフロンティアに踏み込みつつあることは間違いないと述べています。また、AIによって生成されたアート作品について、どの程度人間の関与があれば著作権保護の対象となるかについては、判断が難しい問題であると付言しています。

OpenAI 社によるチャット GPT、DALL-E、Midjourney などの画像生成 AI の台頭により、アプロプリエーション・アート（あるアーティストが既に流通している他のアーティストの創作物を「引用」の範疇を超えて作品に意図的に取り込むアート）をめぐる法的な議論は混迷を極めています。他方で、当事務所の [MHM Culture & Arts Journal - Issue 11 -](#)（CULTURE & ARTS BULLETIN 2023 年 4 月号（Vol.20））の 1.でもご紹介したとおり、AI 技術によって生成された表現を含む作品の著作権登録に関しては、2023 年 6 月に米国著作権局により公表されたガイダンスに一定の考え方が示されており、暫くはこの考え方に則った判断がなされることとなると予想されます。AI 生成作品における人間の主体性の重要性を強調した本判決も、このガイダンスの考え方に沿うものです。

ただし、今回問題となった本作品をご覧いただければお分かりのとおり、既に AI 創作物は人間の創作物と同じレベルまで近づいてきています。日本においても議論が深まり、立法で AI 創作物に何等かの権利が与えられる日は遠くないかもしれません。

（[野々口 華子](#)）

2. 美術館へ空の額縁を納品したアーティストに対して返金命令

報道²によれば、2023 年 9 月 18 日、コペンハーゲンの裁判所は、デンマークで活躍するコンセプチュアル・アーティストである Jens Haaning（以下「ハーニング」といいます。）に対して、Kunsten Museum of Modern Art（以下「クンステン美術館」といいます。）からハーニングへ美術作品の制作に関して引き渡された金銭のうち、約 7 万 2,000 ドルを返済するように命じたことが明らかになりました。

クンステン美術館は、2021 年 9 月 24 日から 2022 年 1 月 1 日にかけて同美術館で開催された展覧会「Work It Out」に展示するために、ハーニングに対して、本物の紙幣を使用して制作された同人の既存の作品である《An Average Danish Annual Income (2010)（デンマークの平均年収）》の再制作を依頼し、約 8 万 4,000 ドルをハーニングへ引き渡しました。しかし、ハーニングは《Take the Money and Run（金の持ち逃げ）》と題する空の額縁 2 枚のみからなる「作品」をクンステン美術館へ納品し、受領した金銭を返金する意思はないことを主張したため、クンステン美術館はハーニングに対して債務不履行に基づく金員の返還請求を申し立てていました。

² The New York Times, “Take the Money and Run’ Artist Must Repay Danish Museum”, Marc Tracy, Sept. 19, 2023

<https://www.nytimes.com/2023/09/19/arts/design/jens-haaning-take-the-money-and-run.html>

CULTURE & ARTS BULLETIN

《Take the Money and Run（金の持ち逃げ）》³

奥の壁にかけられている2枚の何も描かれていない白いキャンパスが作品。展覧会では、キャンパスが収納されていたと思われる手前のからの段ボールと共に展示がなされた。

本件では、クンステン美術館とハーニングの間の制作委託契約の具体的な内容は明らかになっていないものの、クンステン美術館がハーニングに対して依頼したのは本物の紙幣を用いた作品であったところ、当該成果物の内容及び仕様は業務内容として契約に規定されていたことが窺われます。また、本件で制作委託にあたってクンステン美術館はハーニングに事前に引き渡した約8万4,000ドルには作品の素材として用いる紙幣が含まれていたとのことでした。これらの事情を踏まえて、裁判所は、ハーニングに対して、約8万4,000ドルから、アーティストへの報酬相当額と制作費相当額などを差し引いた約7万2,000ドルを返還するよう命じたとのことです。

アート作品の制作に限らず、制作委託契約においては、作品（成果物）の内容・条件・仕様、及び報酬・対価について、具体的な規定がなされることが通常です。この点、日本では、文化庁がフリーランスのアーティスト及びスタッフ向けに公開している成果物制作に関する契約書ひな形⁴の第1条（業務内容）及び第2条（対価）でも当該事項が明記されています。これらの規定は、受託者であるアーティストが負う義務の範囲と受け取るべき対価を明確化するために重要であると説明されます。しかし、本件紛争の帰結からも分かるとおり、アート作品はアーティストの表現物であるとはいえども、一度委託者との間で合意された以上は、合意された内容・条件・仕様による制約を受ける（そうしないと法的には債務不履行責任を問われる）点に留意することが必要です。

（瀧山 侑莉花）

³ 出典：Kunsten Museum of Modern Art Aalborg, Jens Haaning, September 27, 2023
<https://kunsten.dk/en/content/jens-haaning-13291>

⁴ 文化庁、[成果物制作に関する契約書](#)

CULTURE & ARTS BULLETIN

◆◆◆◆◆ Column ◆◆◆◆◆

和菓子の起源にまつわる「伝承」

日本の伝統的な菓子である和菓子の起源は、古代まで遡るとされており、和菓子の原型である餅や団子は、弥生時代に作られるようになったそうです。その後、和菓子は、中国やヨーロッパの菓子の影響を受けつつ、日本独自の嗜好品として、地域の行事やしきたりと結びついて発展していきました。

日本の食文化を形成する和菓子を保存し、次の世代へと伝えていくための取り組みも行われており、例えば、「京の菓子文化―季節と暮らしをつなぐ、心の和（なごみ）」が、平成29年3月30日、京都市の「京都をつなぐ無形文化遺産」として選定され、「菓名を持つ生菓子（煉切・こなし）」が、令和4年11月17日、登録無形文化財に登録されています。

読者の皆様は、日頃食している和菓子の起源についてご存じでしょうか。実は、個々の和菓子の起源については、しばしば複数の「説」が存在します。例えば、みたらし団子の起源は、京都の下鴨神社で行われる御手洗祭の際に神前に供えるため、氏子の家庭で作られていた団子だとされています。そして、みたらし団子は元々、一串5個で、一番先に1つ、少し離して4つ刺されていました。このような刺し方になった起源には、後醍醐天皇（1288-1339）が下鴨神社の御手洗池の水を手ですくった祭に、泡がまず1つ、少し間を置いて立て続けに4つ浮かんだということがあり、これらの泡を模して作られたという説と、串先の団子を頭部、離れた4つの団子を胴体とした人の五体に見立て、厄除け人形として神前に供えていたという説等があるそうです。他にも、例えば、どら焼きの起源については、江戸時代の菓子職人が考案し、皮を銅鑼に見立てたという説や、武蔵坊弁慶が民家で手傷の治療を受けたお礼として、銅鑼の上で丸く焼いた生地であんこを包んで振舞ったという説等があるそうです。

和菓子の起源は、ときに和菓子屋同士の争いに発展することもあります。例えば、京都銘菓であるハッ橋の起源をめぐる争いに係る裁判例として、大阪高判令和3年3月11日（以下「本判決」といいます。）があります。本事件では、ハッ橋を製造、販売する原告が、同じくハッ橋を製造、販売する被告に対し、被告の創業又はハッ橋の製造開始が元禄2年（1689年）であるとする記載を含む表示をする行為が、品質等誤認表示（不正競争防止法2条1項20号）に当たると主張して、当該表示の差止め等を請求しました。原告は、ハッ橋の起源について、以下のように主張しました。すなわち、八橋検校（やつはしけんぎょう。近代箏曲の祖とされる箏曲家です。）が、江戸時代、A茶店の主人に対して、飯びつを洗っている際に残った米を捨ててしまうのはもったいないと諭し、残った米等に蜜と桂皮末を加えて、堅焼きせんべいを作るとよいと教えた。八橋検校の死（1685年）後、A茶店等が同人を偲び琴の形に仕上げた堅焼きせんべいを「ハッ橋」と

CULTURE & ARTS BULLETIN

名付け売り出したところ大流行し、その後、A 茶店との関わりをもった B が原告の前身たる事業を創業し、ハッ橋の製造、販売を始めた。原告のハッ橋は、唯一、八橋検校に由来するものである、と。これに対して被告は、ハッ橋の起源について、以下のように主張しました。すなわち、八橋検校は、死後、金戒光明寺にある常光院に葬られたが、墓参に訪れる人が絶えなかったため、元禄 2 年（1689 年）から、被告の本店所在地において、琴に似せた干菓子をハッ橋と名付けて売り出した、と。本判決は、「被告の創業年は…300 年以上前のことであるから、商業登記簿などといった公的な客観的資料により確定できるものでないことは明らかである。そして、…被告の創業年やこれに関連するハッ橋の起源、来歴は、明確な文献その他の資料の存在しない言い伝え、伝承によるものと理解される。また…ハッ橋の起源についても…その起源、来歴については、複数の説が存在し、多くが江戸時代の話と同時代の資料を提示せずに伝承として伝えるものにとどまり、客観的に真偽を検証、確定することが困難な事項というべきである。」としたうえで、被告による上記表示は「需要者にとって、被告が江戸時代前期に創業し…菓子の製造販売を始めたようであるとの認識をもたらすとしても、同時に、これらがいわゆる伝承の類にとどまり、客観的な真偽を検証、確定することが困難な情報であるということも、需要者に容易に認識されるものである」として、原告の請求を棄却した第一審判決（京都地判令和 2 年 6 月 10 日）を維持しました。本判決を前提とすると、和菓子の起源にまつわる「伝承」を表示することは、それが必ずしも歴史的事実と一致することまでは求められないということとなるでしょう。

ところで、和菓子は、視覚、味覚、臭覚、聴覚、触覚の全てを使って楽しむものとして、「五感の芸術」と表現されることもあります。和菓子を食べる際には、五感に加えて（又は聴覚による楽しみの一環として）、その起源にまつわる様々な「伝承」に思いを馳せて楽しんでみてはいかがでしょうか。

（城戸 賢仁）

【編集後記】

◇ クンステン美術館がハーニングの作品を展示しようとしていた「Work It Out」という展覧会は、アートと労働の関係についてがテーマでした。そして、ハーニングによれば、彼の《Take the Money and Run（金の持ち逃げ）》は、“The work is that I have taken their money（美術館から金を奪ったという作品である）”とのことであり、悲惨な労働環境にある労働者に対して雇い主へ立ち向かうことを示唆したものであるとのことでした。そのような背景事情を考えると、ハーニングによる本作品は、展覧会のテーマにも沿う、ウィットに富んだものであったと言えそうです。ハーニングから本作品を受け取ったクンステン美術館の館長も、本作品自体に対する評価としては非常に興味深い作品であると感じ、実際に展覧会にも展示をしたとのことでした。このような適切に文脈が組み込まれたアート作品であっても、契約違反であると評価されてしまった

CULTURE & ARTS BULLETIN

のは、アーティストが納品する成果物の内容が契約書において限定的に定められていたからにほかなりません。一般的には、契約内容を詳細に定めることは、アーティストの対価を受け取る利益を保証するという観点からも重要ではありますが、本件では、アーティストの利益を守るための契約の文言が、却って自由な創作活動の足かせとなってしまうという皮肉な結果となりました。契約条件のうち、報酬・対価は常に明確であるべきですが、作品（成果物）の内容・条件・仕様については、自由度を持った定め方にした方がむしろアーティストにとって好ましい場合もあるということかと思えます。

- ◇ 森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループでは、皆さまのご意見等をお待ちしております。CULTURE & ARTS BULLETIN / MHM Culture & Arts Journal への掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてもらいたいテーマ等のご要望も大歓迎です。

(編集担当： [小田 大輔](#)、[瀧山 侑莉花](#))